

消費者相談の事例から 「子供たちをとりまく インターネットの危険性」

No. 163

未成年者が巻き込まれる消費者トラブルで1番多いのがインターネットによるトラブルです。オンラインゲーム等で保護者のカードを勝手に使用して決済したり、SNSで個人情報を知らせてしまったり…など身近に起こり得るトラブルです。

ただ、小学校高学年以上の10代の子供たちは、思春期真っ盛りであり、自分ひとりで問題を抱え込んでしまい、何とか1人で解決しようとして試みて、状態を悪化させてしまうケースもあります。

〈事例〉
高校生が携帯電話のアダルトサイトにアクセスしたところ、年齢を問われる画面が現れた。次の画面に行くために、18歳以上のボタンをクリックすると「申し込みを受け付けました。3日以内に6万円を振り込んでください」と指示する画面となった。無料だとあったのでアクセスしたのに、高校生のお小遣い以上の金額を請

求されてしまった。年齢を偽ったことやアダルトサイトを閲覧しようとしたことを知られたくないという気持ちから、親に相談することも出来ず放置している、更に請求の連絡がきてしまった。金額も10万円に増え「1週間以内に振り込まなければ裁判にする」と書かれていた。もう自分の手には負えないと母親に打ち明け、困った母親が相談電話をかけた。

〈消費者へのアドバイス〉

このケースは「ワンクリック請求」といい、正当な契約とは言えないものです。このまま連絡や支払いをさせず様子を見るよう伝えました。

インターネットでは「個人情報」が漏れると取り戻すことが不可能なので、携帯電話やスマートフォン番号、メールアドレスを変換することが有効であると助言しました。

〈保護者の方へ〉

有害サイトから子どもを守るため、フィルタリングサービス

は必ず利用しましょう。その上で、フィルタリングが万能ではないことを認識し、むやみにクリックしないこと、何かあったらすぐ親に相談することなど、日ごろから家族でインターネットの使い方についてよく話し合っておきましょう。

また、未成年の場合は保護者の承諾なしに、お小遣いと考えられる程度以上の金額を契約しても取り消すことができる場合もあります。



困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

今の中学や高校の教科書には「消費者教育」についての単元があり、契約等についてくわしく記載があります。なかなか親とも口を聞いてくれない等難しい年齢ですが、ぜひ一度お子さんの教科書に目を通し話題にしてみてください。

お問い合わせは、

市消費生活センター（2階）
TEL 1101、FAX 1600へ。

文芸コーナー

短歌

雪どけを待つ大人達惜しむ子ら

我が故郷に春匂い立つ (時女 礼子)

柚子浮かべ幼き子らと湯につかる

迎える冬に健やかなれと (山本 明美)

川柳

寄り道も追焚きもして喜寿を越え (福田 研治)

地産地消グルメ迎える道の駅 (藤橋 由裕)

鯛あわび横目にいわし秋刀魚買い (道諱 賢一)

悩みなき妻の思案は顔の皺 (千葉 加津子)

年頃の娘が食欲をおさえてる (河野 美津子)

ナビの言うこの道橋が消えている (大野 登志子)

円満に福と贅肉ついてくる (押野 三枝子)

思いやり夫と妻の潤滑油 (横田 清)

おはようといさつ交し幸せに (中山 重平)

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先

〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。